

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	装備品等仕様書	
	性質による分類	共通仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	装備品等（輸入）共通仕様書	C&LPS-Y00003-17	
		大臣承認	昭和 年 月 日
		作成	昭和41年10月3日
		改正	令和2年4月1日
			令和6年3月21日
作成部隊等名	補給本部		

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊で使用する装備品等及びその構成品並びにそれらの部品・材料（以下、“調達品”という。）で、輸入調達するもの（以下、“輸入品”という。）に適用する一般共通的要求事項を規定する。

なお、この仕様書に規定する内容と調達品の仕様を規定する個別仕様書の内容とが相違する場合は、個別仕様書に規定する内容が優先する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、C&LPS-Y00007の1.2によるほか、次による。ただし、米国以外の国から輸入する場合には、この仕様書において規定するFAA等に関する事項は、FAAを当該輸入国におけるこれと同等の政府機関等と読み替える。

1.2.1

EAAP (EXPORT AIRWORTHINESS APPROVAL PROCEDURES)

輸入品に対し、輸出耐空性証明を発行する業務の細部手続きを規定した手順書

1.2.2

FAA (FEDERAL AVIATION ADMINISTRATION)

米国における民間航空に関する各種の行政指導監督及びこれに伴う検査業務を担当する機関

1.2.3

FAA検査官等

FAAの定める耐空性基準等に基づく検査を行い、耐空性証明を発行する等の業務を執行する権限を付与された者の総称

FAAから直接権限を付与された検査官とFAAの承認を得た製造業者が与えられた責任と権限に基づき、その一部の執行を委任している検査官とに大別される。

1.2.4

FAA FORM (耐空性証明書)

EAAP AC21-2の規定に基づきFAA検査官等が発行する耐空性証明書

品 名	装備品等（輸入）共通仕様書
-----	---------------

1.2.5

認定製造業者

調達品について、それぞれの品目別に主契約業者（PRIME CONTRACTOR）として製作又は修理することを政府機関によって許可又は承認されている業者

1.2.6

公認製造業者

FAAによって型式証明された品目の修理及び当該品目の修理交換用部品を製作するため、FAAの許可を得た業者

1.2.7

ファクトリニュー

認定製造業者又は公認製造業者が製造し、当該製造業者の検査に合格した未使用の新製品

ただし、構成部品等のうち、DOD4140.27-M又は同等の規格に定める許容期限を経過したもの若しくは技術変更を要するものが、当該製造業者によって整備・改修され、所定の検査に合格したものを含む。

1.2.8

サープラス品

ファクトリニューと同一条件で製造され、当該製造業者が販売業者に引き渡したもののサープラスニュー及びサープラスユーズドに区分する。通常、この場合の販売業者をサープラス品販売業者という。

1.2.9

サープラスニュー

サープラス品のうち未使用のもの

ただし、DOD4140.27-M又は同等の規格に定める許容期限を経過したもの若しくは技術変更を要するものが、認定製造業者又は公認製造業者によって整備・改修され、当該製造業者所定の検査に合格したものを含む。

1.2.10

サープラスユーズド

サープラス品のうち使用されたことのあるもので、外国政府機関又は当該製造業者の定めた技術基準に基づく所要の点検、修理等が行われ、かつ、検査に合格したもの

なお、未使用の機能部品及び組部品から取り外した子部品についても、理由のいかんにかかわらずサープラスユーズドとする。

1.2.11

航空機等

航空機、航空機用機器、航空機装備品、航空機に関する整備用又は訓練用器材及びそれらの部品並びに材料

1.2.12

機能部品

部品のうち、単独で基本的な機能を発揮することができ、試験機器等により、その機能特性が判定できるもの

1.2.13

互換性

品 名	装備品等（輸入）共通仕様書
-----	---------------

二つ以上の物品が、お互いにそのままの状態では交換使用できるような機能的・物理的特性を有すること

1.2.14

加硫日(CURE DATE)

合成ゴムの部品・材料を製造又は修理する過程において加硫した年月

1.2.15

組立日(ASSEMBLY DATE)

当該部品が、附属品、構成品又は高位の組部品に組み込まれた年月

1.2.16

証明書等

輸入品が所定の検査に合格し、品質が証明されたものであることを証明する検査合格書・検査成績書・検査合格タグ・検査合格ラベル

1.2.17

検査合格書

製造又は修理業者が品質を保証するため、検査に合格していることを証明する書類

1.2.18

検査成績書

製造又は修理業者が、品質を保証するために品目ごとに規定された検査項目について、規格値と検査成績とを記入した書類

1.2.19

検査合格タグ

製造又は修理業者の認める検査員又はF A A検査官等が、各自の権限内の品目について行った検査に合格したことを証明するタグ

1.2.20

検査合格ラベル

製造又は修理業者が、品質を保証するために現品に印刷又は貼付して、検査に合格していることを示すラベル

1.2.21

包装

現品を輸送し又は貯蔵するため個装（防せいを含む。）・内装・外装を行い、表示・標識を付する作業及び状態

1.2.22

製作図面等

製作図面及び同図面に引用される仕様書、規格等

1.2.23

特定化学物質使用装備品等

特定化学物質・有害物質を使用している装備品等又は当該物質を使用しているおそれがある装備品等

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし、各種技術指令書（以下，“TO等”という。）及び物品番号に対応する物品目録（以下、

品 名	装備品等（輸入）共通仕様書
-----	---------------

“ストックリスト”という。)については、特に指定しない限り、製造又は修理業者の最終検査時における最新版を適用する。

a) 規格

D o D 4 1 4 0 . 2 7 - M Shelf Life Management Manual

b) 仕様書

C & L P S - A 0 0 0 0 4 航空機用部品包装共通仕様書

C & L P S - B 9 9 0 0 1 航空機用機器工具一般共通仕様書

C & L P S - E 0 0 0 3 7 通信電子関係物品包装共通仕様書

C & L P S - Y 0 0 0 0 2 航空機等輸入品検査共通仕様書

C & L P S - Y 0 0 0 0 7 装備品等一般共通仕様書

c) 法令等

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）

大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)

水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)

d) その他

E A A P A C 2 1 - 2 EXPORT AIRWORTHINESS APPROVAL PROCEDURES

T . O 4 2 B - 1 - 1 QUALITY CONTROL OF FUEL AND LUBRICANTS

J . T . O . 0 0 - 8 5 - 3 航空装備品等の包装

1.4 種類

輸入品を調達上、次の3種類に分類するものとし、個別仕様書により指定した種類に従う。ただし、サープラスニューの指定に対しては、ファクトリニューを納入すること及びサープラスユーズドの指定に対しては、ファクトリニュー又はサープラスニューを納入することは差し支えない。

a) ファクトリニュー

b) サープラスニュー

c) サープラスユーズド

2 製品に関する要求

2.1 製品の表示

製品の表示は、表1又は製作図面等によるほか、次による。

表1－表示対象項目

項 目	対 象
部品番号	すべての部品
部品番号・品名 製造業者名・製造年月	機能部品及び主組部品
製造番号	エンジン本体、プロペラ、航空計器、個別仕様書で指定した品目、その他の機能部品及び主組部品に該当する部品
加硫日・組立日又は検査日	2.2に規定する期限統制品目
注記	その他、認定製造業者以外の業者が製造した品目については、製造業者名又は登録商標記号等を記載する。

品 名	装備品等（輸入）共通仕様書
-----	---------------

2.1.2 一般

一般は、次による。

- a) 表示は、装備品等の品質に影響を与えてはならない。
- b) 表示は、容易にはく離・消滅してはならない。
- c) 表示は、できるだけ外部から見やすい位置に表示する。
- d) 表示は、直接装備品等又は銘板，ラベル，デカルコマニア等に打刻，ステンシル，不滅インクによる印刷等の方法により行う。
- e) 表示の大きさ及び色は，特に指定しないが，できる限り見やすくする。
- f) 識別及び取扱関連事項は，必ず表示する。
- g) 装備品等に表示することが困難なものについては，単位包装ごとに表示することにより，これに代えてもよい。

2.1.2 契約不適合の修補等請求期限の表示

契約不適合の修補等請求期限の表示は，次による。

- a) 輸入品のうち，個別仕様書で調達品目に#印を付した物品には，契約不適合の修補等請求期限の表示を行わなければならない。
- b) 契約不適合の修補等請求期限の表示事項の記載要領は，**図 1**による。

修補等請求期限	○年○月又は○○時間
CP(又はDP)	○○会社

図 1 — 修補等請求期限の表示事項

- c) 修補等請求期限に年月を表示する場合は，装備品等の納入予定の翌月から起算し，契約条項に規定する契約不適合の修補等請求期間の満了の月を和暦年月で記載する。
- d) 修補等請求期限に時間を表示する場合は，契約条項に規定する契約不適合の修補等請求対象時間を記載する。
- e) 中央調達物品については“CP”，補給処調達物品については“DP”と記載する。
- f) 会社名は，契約の相手方名を記載する。

2.1.3 特定化学物質・有害物質の使用表示

特定化学物質及び有害物質の使用表示は，次による。

- a) 特定化学物質・有害物質（以下，“特定化学物質等”という。）を使用している単一部分及び当該単一部分を含む組部品，機器，装置等のそれぞれに対し，物品の形状・大きさに応じ，見やすい位置に，はく離・消滅が生じないラベル，スタンプなどを使用して，**図 2**により朱色をもって表示する。
- b) 物品の状態により，**a)**の表示が不可能な場合は，当該物品の外装に**a)**の表示を行う。
- c) 特定化学物質等使用装備品等の納入にあたっては，納品書の備考欄及び使用可能（合格）物品票の適宜の余白“（特定化学物質等名）使用”と朱記する。

品 名	装備品等（輸入）共通仕様書
-----	---------------

(特定化学物質等名)使用
 又は
 (特定化学物質等名)
 (単一部分の場合)

(特定化学物質等名)	
本製品には、次の部品に (特定化学物質等名) が含まれています。	
品 名	
物品番号	
部品番号	

(組部品, 機器, 装置等の場合)

図 2 - 特定化学物質等の使用表示要領

2.1.4 静帯電防止個装に対する注意表示

静電気によって損傷しやすい繊細な電子部品で静帯電防止個装をした場合は、物品の形状・大きさに応じ、見やすい位置に容易に、はく離・消滅が生じないラベル、スタンプなどを使用して、図 3 により表示する。

2.1.5 開梱禁止の表示

使用時以外の開梱が禁じられている品目については、ラベル、スタンプなどにより包装の見やすい位置に表示する。

2.2 期限統制

期限統制は、次による。

- a) 輸入品のうち、製造又は購入した合成ゴムの部品・材料、ホース等で、期限統制が適用されるものについては、D o D 4 1 4 0 . 2 7 - M を参照して、これを行ってもよい。

なお、規格でいう納入時とは、完成検査（完成検査の行われない場合は、受領検査）時とする。

- b) 米国以外から輸入する部品等で、a) によれない場合は、同等の規格を参照又は準用して、当該部品の製造者が定めた規格にしてもよい。

例 英国からの場合 Air Registration Board（英国航空局）の承認を得て Society of British Aerospace Companies（英国航空工業会）が定めた R S 6 1 2 及び R S 6 1 3

- c) 輸入品に使用する燃料・油脂類は、使用箇所に適合する公共規格品とし、その管理は、製作図面等に特に指定がない限り、T. O. 4 2 B - 1 - 1 に基づき実施する。
- d) T. O. 4 2 B - 1 - 1 で、期限統制されるグリースを使用したベアリングは、1個又は数個ごとに包装し、見やすい箇所に包装年月を表示する。ただし、1個ごとの表示が困難と認められるものは、単位ごとの包装に表示してもよい。また、当該ベアリングは、完成検査（完成検査の行われない場合は、受領検査）時において、包装年月以内のものでなければならない。

品 名	装備品等（輸入）共通仕様書
-----	---------------

2.3 納入条件

輸入品は、完成検査（完成検査の行われなない場合は受領検査）の日からさかのぼって1箇年以内に当該輸出国において所要の検査が行われたものであり、当該検査時までに必要な整備・改修が完了しているものでなければならない。

2.4 品質的事項

輸入品は、個別仕様書に指定する種類に応じ、次の要求を満足するものでなければならない。

2.4.1 ファクトリニュー

2.4.1.1 一般条件

ファクトリニューは、1.2.7に示すファクトリニューの条件を満足するものでなければならない。

なお、製造については、認定製造業者又は公認製造業者によって製造されたものだけでなく、認定製造業者又は公認製造業者から許可された製造業者によって製造されたもので、個別仕様書で指定した部品番号等に対応する製作図面等の要求事項又はストックリスト、TO等の記載事項のすべてを満足するものも含む。

2.4.1.2 証明書等

証明書等は、次による。

- a) 輸入品には、個別仕様書で特に指定した場合を除き、原則として次に示す順位に従って証明書等を添付する。ただし、検査合格書は、写しを検査官に提出することによって、添付を省略してもよい。

なお、検査合格書の無い場合は、理由を明らかにする書類を提示する。

- 1) 検査合格書
- 2) 検査成績書
- 3) 耐空性証明書
- 4) 検査合格タグ
- 5) 検査合格ラベル

- b) a)に示す証明書等について、当該品目が標準部品等のため輸出国における商慣習、販売体系等の状態により入手不可能である場合は、ディストリビュータ、子会社など（以下、“ディストリビュータ等”という。）により、当該品目が個別仕様書の要求に合致していることを保証するため、発行された証明書をもって代えてもよい。

なお、この場合、当該品目の製造業者とディストリビュータ等との関係を明らかにする書類を提示する。

2.4.2 サープラスニュー

2.4.2.1 一般条件

サープラスニューは、1.2.9に示すサープラスニューの条件を満足するものでなければならない。

なお、製造については、認定製造業者又は公認製造業者によって製造されたものだけでなく、認定製造業者又は公認製造業者から許可された製造業者によって製造されたもので、個別仕様書で指定した部品番号等に対応する製作図面等の要求事項又はストックリスト、TO等の記載事項のすべてを満足するものも含む。

2.4.2.2 証明書等

2.4.1.2 a)の要求を満足するものでなければならない。ただし、当該証明書等の入手が

品 名	装備品等（輸入）共通仕様書
-----	---------------

不可能な場合は、サープラス品販売業者により、当該品目が仕様書の要求を満足していることを保証する証明書を添付する。

2.4.3 サープラスユーズド

2.4.3.1 一般条件

サープラスユーズドは、1.2.10に示すサープラスユーズドの条件を満足するものでなければならない。

なお、製造については、認定製造業者又は公認製造業者によって製造されたものだけでなく、認定製造業者又は公認製造業者から許可された製造業者によって製造されたもので、個別仕様書で指定した部品番号等に対応する製作図面等の要求事項又はストックリスト、TO等の記載事項のすべてを満足するものも含む。

2.4.3.2 証明書等

証明書等は、2.4.2.2による。

3 品質保証

3.1 製品検査

契約の相手方は、官側の行う検査に先立ち、個別仕様書で特に指定した場合を除き、3.2～3.4の規定に従って、あらかじめ社内検査を実施し、当該検査成績書を準備しておく。この場合、航空機等の輸入品については、特にC&LPS-Y00002に基づく適切な検査体系により実施する。

3.2 検査の項目

3.2.1 書類審査

書類審査は、次による。

- a) 輸出国業者が発行したインボイスに記載された品名、部品番号、数量等と個別仕様書の要求事項とを確認する。
- b) 輸入品に対する当該製作図面等又はTO等の要求事項を証明する書類が添付されていることを確認する。

3.2.2 外観検査

外観検査は、次による。

- a) 輸入品に対する2.1.1～2.1.4の表示に関する要求事項を確認する。
- b) 輸入品に対する2.2の期限統制に関する要求事項を確認する。
- c) 輸入品の仕上げ、構造、防せい処理、塗装、欠品、未加工、加工不良、加工キズ、打キズ、輸送取扱不良による破損等及び外観上の異常のないことを目視により確認する。ただし、使用時までに関缶又は開封を禁じられている品目については、外観に著しい欠陥が認められる場合以外は、原則として開缶又は開封をしない。

3.2.3 寸法検査

輸入品の互換性に影響する主要寸法に対する製作図面等又はTO等の要求事項を確認する。

3.2.4 機能検査

輸入品の製造又は修理に適用される製作図面等又はTO等の完成品検査項目に従って試験又は検査を実施し、当該品目の機能的特性のそれぞれの要求事項を確認する。

3.2.5 非破壊検査等

輸入品の当該部品番号に対応する製作図面等又はTO等に非破壊検査、破壊検査及び硬度検査（以下、“非破壊検査等”という。）の要求がある場合、当該製作図面等又はTO

品 名	装備品等（輸入）共通仕様書
-----	---------------

等に基づき所定の検査を実施し、それぞれの要求事項を確認する。

3.2.6 包装検査

輸入品の包装に対する 4.1 の要求事項を確認する。

3.3 検査の基準

3.2 に示す検査の実施基準は、次による。

- a) ファクトリニュー及びサープラスニューに対する検査は、製作図面等を基準として実施する。ただし、当該製作図面等がない場合は、T O等により実施してもよい。
- b) サープラスニューズドに対する検査の基準は、原則としてT O等を適用する。
- c) 製作図面等又はT O等の機能検査実施項目のうち、当該検査の実施に長期間を必要とする項目及び破壊を伴う項目については、契約担当官等に申し出るものとし、その指示により処置する。

3.4 検査の方法

3.2 に示す検査の実施方法は、次による。

3.4.1 ファクトリニュー

ファクトリニューは、次による。

- a) 書類審査及び外観検査は、原則として全数検査を行う。ただし、外検査については、輸入品の種類、数量又は過去の輸入品の状況等を勘案して、検査官と協議のうえ、抜取検査にしてもよい。
- b) 寸法検査、機能検査、非破壊検査等は、個別仕様書で次に示す記号により指定した品目について、実施するものとし、個別仕様書で特に指定した品目を除き、検査官と協議のうえ、抜取検査にしてもよい。

なお、機能検査のみを指定した品目については、寸法検査も併せて実施する。

- 1) 寸法検査 “S”
- 2) 機能検査 “K”
- 3) 非破壊検査等 “H”

3.4.2 サープラス品

サープラス品は、次による。

- a) 3.2 に示す検査の項目のうち、該当するすべての項目について、検査を行い、合格したものでなければならない。
- b) サープラスニューに対する書類審査及び外観検査は、全数検査を行う。ただし、寸法検査、機能検査、非破壊検査等は、個別仕様書で特に指定した品目を除き、検査官と協議のうえ、抜取検査にしてもよい。
- c) サープラスニューズドに対する検査は、3.2 に示す検査の項目のうち、該当するすべての項目について、全数検査を行う。

3.5 監督・検査

契約担当官等の定める監督及び検査実施要領により実施する。

3.6 合格の基準

輸入品の合格の基準は、3.2 に示す検査の項目の要求事項をそれぞれ満足しなければならない。

4 出荷条件

4.1 包装の基準

包装の基準は、次による。

品 名	装備品等（輸入）共通仕様書
-----	---------------

- a) 輸入品の包装は、次に示すもののうち、個別仕様書で指定した仕様書等による。ただし、包装する場合は、輸出業者の包装材料の状態に応じ、極力再使用するものとし、再包装要領については、必要に応じ、契約担当官等の指示を受ける。
- 1) C & L P S - A 0 0 0 0 4 航空機用部品包装共通仕様書
 - 2) C & L P S - B 9 9 0 0 1 航空機用機器工具一般共通仕様書
 - 3) C & L P S - E 0 0 0 3 7 通信電子関係物品包装共通仕様書
 - 4) J . T . O . 0 0 - 8 5 - 3 航空装備品等の包装
- b) a) 1) 及び a) 3) に示す仕様書の適用にあたっては、同仕様書の“P I Fの提出”及び“包装単位”については適用を除外する。

5 その他の指示

5.1 提出書類

提出書類は、次による。

- a) 輸入品のうち、個別仕様書で指定した品目については、次の書類を個別仕様書で示すところにより提出する。
- 1) 類別原資料
 - 2) 取扱説明書
- b) 輸入品のうち、次に示す品目を納入する場合は、当該品目の使用履歴等必要事項及び個別仕様書で記載を要求した事項を明記した文書を添付する。
- 1) エンジン本体
 - 2) プロペラ
 - 3) 航空機装備の機銃等
 - 4) 航空機搭載A P U
 - 5) その他個別仕様書で特に指定したもの

5.2 部品番号等の変更

部品番号等の変更は、次による。

- a) 輸入品のうち、次のいずれかに該当する場合には、当該品目の部品番号、物品番号及び品名（以下、“部品番号等”という。）について、契約担当官等の定めるところにより変更の手続きを行う。
- 1) 部品番号等の明らかな誤字及び脱字の訂正
 - 2) やむを得ない理由による部品の改造又は代替品等への変更
 - 3) 互換性品目内の変更（この場合には互換性を証明する当該製造業者の証拠書類を添付しなければならない。）
- b) 個別仕様書で調達品目に旧部品番号を特に指定した品目については、変更しない。

5.3 技術変更等の情報提供

契約の相手方は、契約履行中の輸入品に対する技術変更等に関する情報の入手に努め、入手した場合は、速やかに契約担当官等に申し出るものとし、その指示により処置する。

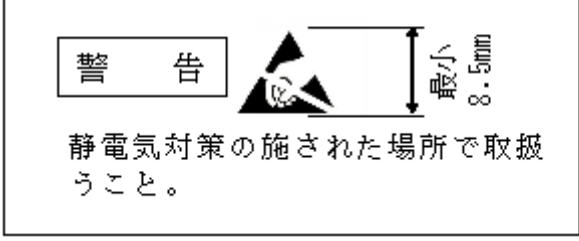
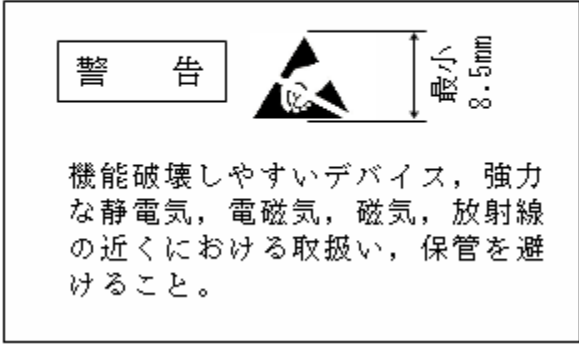
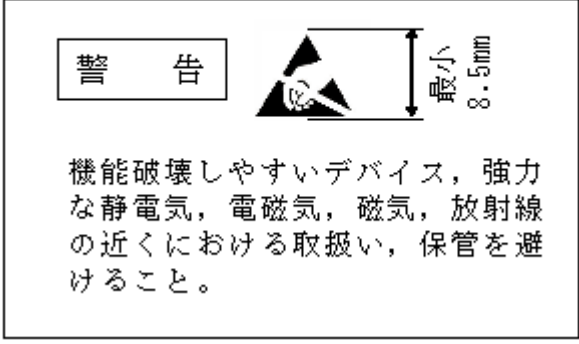
区分	標準表示内容	標準色	
		地	文字・シンボル
個装品	<p>最小50mm</p>  <p>最小20mm</p>	黄	黒とする。ただし、捺印、印刷等による場合は、黒又は赤とする。
内装品	<p>最小50mm</p>  <p>最小50mm</p>		
外装品	<p>最小75mm</p>  <p>最小75mm</p>		
<p>注記 小型の物品で表示困難な場合は、ラベルなどを縮小してもよい。</p>			

図3－静帯電防止個装に対する注意表示